

全医・病会議発第247号
平成28年11月16日

文部科学大臣
松野 博一 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
会 長 新 井 一



平成29年までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて
(要望書)

厚生労働省が設置する医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ（平成28年6月3日）においては、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて「当面延長する」とされています。

医学部の定員については、各医学部・医科大学における入学者選抜等にも直結することから社会的関心も極めて高く、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いが不確定であることにより、各高校や各大学をはじめとする関係者間で懸念の声が聞かれます。

このことについては、同分科会において、早急に対応をされるよう求めてきたところですが、未だ対応がなされていません。

関係各所において現時点でも精力的に御議論が進められていると承知しているところではありますが、下記の事項について、強く要望いたしますので、政府として適切な対応をお願いします。

記

- 1 上記中間とりまとめにおける「平成29年度末までで終了する医学部定員の暫定措置については（中略）当面延長する」との方針を政府全体の方針として早急に示して頂きたい。
- 2 その際、上記の「当面延長する」との解釈については、「平成29年度までで終了する各医学部・医科大学の医学部定員については、平成20・21年度に暫定増を行った人数以内に限り、かつ、平成31年度までの間に限り、維持する」と理解しているが、1の方針を示す際、その点について具体的に言及して頂きたい。

全医・病会議発第247号
平成28年11月16日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
会長 新井



平成29年までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて
(要望書)

厚生労働省が設置する医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ（平成28年6月3日）においては、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて「当面延長する」とされています。

医学部の定員については、各医学部・医科大学における入学者選抜等にも直結することから社会的関心も極めて高く、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いが不確定であることにより、各高校や各大学をはじめとする関係者間で懸念の声が聞かれます。

このことについては、同分科会において、早急に対応をされるよう求めてきたところですが、未だ対応がなされていません。

関係各所において現時点でも精力的に御議論が進められていると承知しているところではありますが、下記の事項について、強く要望いたしますので、政府として適切な対応をお願いします。

記

- 1 上記中間とりまとめにおける「平成29年度末までで終了する医学部定員の暫定措置については（中略）当面延長する」との方針を政府全体の方針として早急に示して頂きたい。
- 2 その際、上記の「当面延長する」との解釈については、「平成29年度までで終了する各医学部・医科大学の医学部定員については、平成20・21年度に暫定増を行った人数以内に限り、かつ、平成31年度までの間に限り、維持する」と理解しているが、1の方針を示す際、その点について具体的に言及して頂きたい。

全医・病会議発第247号
平成28年11月16日

文部科学省高等教育局長
常盤 豊 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
会長 新井



平成29年までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて
(要望書)

厚生労働省が設置する医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ（平成28年6月3日）においては、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて「当面延長する」とされています。

医学部の定員については、各医学部・医科大学における入学者選抜等にも直結することから社会的関心も極めて高く、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いが不確定であることにより、各高校や各大学をはじめとする関係者間で懸念の声が聞かれます。

このことについては、同分科会において、早急に対応をされるよう求めてきたところですが、未だ対応がなされていません。

関係各所において現時点でも精力的に御議論が進められていると承知しているところではありますが、下記の事項について、強く要望いたしますので、政府として適切な対応をお願いします。

記

- 1 上記中間とりまとめにおける「平成29年度末までで終了する医学部定員の暫定措置については（中略）当面延長する」との方針を政府全体の方針として早急に示して頂きたい。
- 2 その際、上記の「当面延長する」との解釈については、「平成29年度までで終了する各医学部・医科大学の医学部定員については、平成20・21年度に暫定増を行った人数以内に限り、かつ、平成31年度までの間に限り、維持する」と理解しているが、1の方針を示す際、その点について具体的に言及して頂きたい。

全医・病会議発第247号
平成28年11月16日

厚生労働省医政局長
神田 裕二 殿

一般社団法人 全国医学部長病院長会議
会 長 新 井



平成29年までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて
(要望書)

厚生労働省が設置する医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ（平成28年6月3日）においては、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いについて「当面延長する」とされています。

医学部の定員については、各医学部・医科大学における入学者選抜等にも直結することから社会的関心も極めて高く、平成29年度までで終了する医学部定員の暫定増の取扱いが不確定であることにより、各高校や各大学をはじめとする関係者間で懸念の声が聞かれます。

このことについては、同分科会において、早急に対応をされるよう求めてきたところですが、未だ対応がなされていません。

関係各所において現時点でも精力的に御議論が進められていると承知しているところではありますが、下記の事項について、強く要望いたしますので、政府として適切な対応をお願いします。

記

- 1 上記中間とりまとめにおける「平成29年度末までで終了する医学部定員の暫定措置については（中略）当面延長する」との方針を政府全体の方針として早急に示して頂きたい。
- 2 その際、上記の「当面延長する」との解釈については、「平成29年度までで終了する各医学部・医科大学の医学部定員については、平成20・21年度に暫定増を行った人数以内に限り、かつ、平成31年度までの間に限り、維持する」と理解しているが、1の方針を示す際、その点について具体的に言及して頂きたい。